

# 安来市建築物耐震改修促進計画（追補）

令和8年3月

安 来 市

## 第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

### 2. 本計画の位置づけ及び内容等

「2. 2. 促進計画の期間」に次の事項（枠内）を追加する。

令和7年7月に国の基本方針が改正され、「住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消する。」との目標が示され、「島根県建築物改修促進計画」においては、令和7年度に改定する予定である。

本市の促進計画は「島根県建築物改修促進計画」との整合性を図るため、令和8年度に施策の見直しを行い、次期計画を策定するまでの間、現計画を令和8年度まで延長することとする。

第2章 追加補足なし

第3章 追加補足なし

第4章 追加補足なし

第5章 追加補足なし